

藤枝順心中学校・高等学校

いじめ防止基本方針

第一章 基本的事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 組織の設置

第二章 いじめ防止に関する対策

- 1 建学の精神の理解
- 2 人間関係づくり
- 3 情操教育
- 4 情報モラル教育
- 5 満足度の高い授業
- 6 いじめを考える場や機会の設定
- 7 配慮を必要とする生徒への支援

第三章 いじめの早期発見

- 1 観察
- 2 相談
- 3 情報共有

第四章 いじめへの対処

- 1 いじめの認知・発見
- 2 対応チームの編成
- 3 初期対応
- 4 対応方針の決定
- 5 事後対応

第五章 重大事項への対応

- 1 重大事態の認知
- 2 重大事態についての対応

第一章 基本的事項

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、本人が気付いていなかったり、いじめられていることを否定する場合もあることから、周囲の状況とともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどしてしっかりと確認する。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止対策のための組織を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認する。

2 いじめの理解

いじめとは、どの生徒にもどの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる可能性がある。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守れなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関かわらない生徒がいることにも注意を払う必要がある。

3 組織の設置

本基本方針の中核組織として、学校におけるいじめ防止対策、いじめの早期発見及び対処に関する措置を行う。

- (1) 名 称 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 委員長 校長
副委員長 教頭・生徒指導課長
委 員 学年主任・養護教諭・カウンセラー
- (3) 活動内容 ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組みの実施
・年間計画の企画と実施、検証、修正
・いじめの相談・通報窓口
・いじめ防止基本方針の検証、見直し

第二章 いじめ防止に関する対策

1 建学の精神の理解

「女性の自律・自主と先度侘の心の涵養」

独立心を持ち、欲の支配を受けずに自らの意志によって規範意識をもって行動すること、自分のことは後回しにして、周囲の人のために尽力する心を育てること、セルフコントロールのきいた気配りのできる優しい女性を目指す学校であることを理解し、他人を傷つける事が起こりにくい学校の雰囲気づくりを行う。

2 人間関係づくり

4月各クラスにおいて初期指導を実施し、生徒の自己理解、相互理解を深めるとともに人間関係を構築する機会をもち、すべての生徒が学級活動にかかわり、互いの役割を認めながら建設的に調整し解決していける学級づくりをする。

学校行事、学年行事、生徒会活動を通じた活動により、すべての生徒が参加、活躍できる場を設定することで、他者の役に立っている、認められていると感じる「自己有用感」を持たせ、集団の一員としての自覚や自信をはぐくみ、互いに認め合える人間関係を作る。

また以上を通じて規範意識、対人関係能力を育てることにより、学校全体の成長を目指す。

3 情操教育

講話の時間は、心と形を整える礼法教育の機会として設定する。講話を通して、女性としての在り方、生き方について学ぶ。

礼法の授業により、社会で秩序を守ること、他者に対して敬意を形で表すこと、それらに感謝の気持ちをもって表現することを教える。

清掃活動は生活環境を清潔に整え、公共心、協調性、責任感を養うために行う。

4 情報モラル教育

携帯電話やスマートフォンを学校生活に持ち込まないことを入学説明会、学級懇談会、地区

会で周知する。保護者に対しては、インターネットの利用といじめが関係しているとの認識から使用の際のルール・マナーについて、保護者の責任と家庭における情報モラル教育の重要性について理解を得、安全な学校生活が守られるよう協力を得る。

全校生徒対象に情報モラル講座を開催し、情報機器の利便性と危険性、使用の際のルールとマナーについて学ぶ機会をもち、学校生活に支障のない使用について周知する。

入学時には「ソーシャルメディア利用時の留意についての誓約書」の提出をもって、個人情報情報の掲載、誹謗中傷等しないよう誓約をする。

5 満足度の高い授業

授業についていけない焦りや劣等感など勉強に関するストレスや学力の格差がいじめの原因になる場合があるため授業満足度調査を1年に3回実施し、授業改善に取り組み「満足度の高い授業」の工夫をする。生徒については、「振り返りシート」を活用し自分自身の授業への取り組みについて改善、向上を図る。

朝自習、小テスト、復習シート等の活用によって他者との比較競争ではなく、自分自身の学力向上や達成感を育てる。

初期指導（学習）で授業の準備、マナー、家庭学習の在り方を教えることにより授業に対する姿勢を育てる。

6 いじめを考える場や機会の設定

全校集会、学年集会、ホームルーム活動、道徳の授業などで、どのような言動がいじめを引きおこすかなど、いじめについて考えるとともに、自らがいじめをなくそうとする活動の場や機会を設定する。

7 配慮を必要とする生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に配慮が必要な生徒の特性を踏まえた適切な支援指導を行う。

第三章 いじめの早期発見

1 観察

全職員は生徒の日常生活や授業時・部活動時の様子を観察する。日頃から生徒との信頼関係の構築につとめ、小さな変化（集団の変化、個人の変化、生徒同士・対教師との距離感の変化等）を見逃さないために、休み時間や放課後等、日常の雑談の機会や交流を通して、生徒の様子に目を配るとともに生徒と過ごす機会を設ける。また、休み時間や放課後等の校内巡視を積極的に行い、環境の変化や乱れに目配りをする。

校風検査により規範意識や容姿の変化を見逃さないように努める。

「学校満足度アンケート」を行い、学校生活に対する満足度の理解に努める。

2 相談

二者面談（4月、10月）、三者面談（7月）地区会、学級懇談会等で家庭の様子や学校生活に問題を抱えていないかを相談する。必要に応じてスクールカウンセラーと連携し、早期

発見に努める。

3 情報共有

定例学年会議・定例職員会議・生徒指導課会議・生徒理解研修を行い、報告、連絡、相談の場とし、生徒の学力、家庭環境、行動の表れ等を全職員が共有する。

生徒指導上の問題行動があった場合は学年主任、生徒指導課長に報告し、定例職員会議で全職員に周知する。

校内で発生した生徒指導にかかわる事案は、直ちに全職員に第一報を流し、情報共有と収集を行う。また保健室利用簿を回覧し、些細な兆候であっても早い段階からの的確にかかわりを持ち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく認知するよう注意を払う。

第四章 いじめへの対処

1 いじめの認知・発見

被害者本人・保護者からの訴え
友人等外部からの訴え
職員の観察による認知



いじめ防止対策委員会
(校長・教頭・生徒指導課長・カウンセラー・学年主任・養護教諭)

いじめであるかどうか情報収集

2 対応チームの編成

校長・教頭・生徒指導課長・カウンセラー・学年主任・養護教諭・担任・部活動顧問
必要に応じて柔軟に対応

3 初期対応



- (1) 被害生徒からの事情聴取
- (2) 加害生徒からの事情聴取・周囲の生徒へのアンケート調査と事情聴取
- (3) 情報の整理（言い分の相違点の確認）

事情聴取の留意点

- ・加害生徒・被害生徒・周囲の生徒からの事情聴取は別室にて個別に行う。
- ・関係者の情報に相違点がないか複数の教員で事情聴取を行う。
- ・情報提供者について秘密を厳守し、注意を払う。
- ・双方の言い分の相違点があれば聴取を継続し合致させる。

- (4) 職員会議にて情報の共有と収集

4 対応方針の決定

- (1) 加害・被害生徒への対応
- (2) いじめが起きた集団への対応
- (3) 双方の保護者への対応
- (4) 学校全体への対応

5 事後対応

- (1) 職員会議にて事態の推移、収束の報告
- (2) 双方の生徒と集団に対し継続的な観察と指導

第五章 重大事態への対処

1 重大事態の認知

いじめ防止対策推進法第28条、および静岡県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に規定されている「重大事態」とは具体的に以下のような場合をさす。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) 欠席の理由がいじめと疑われ、子どもが相当期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいはいじめが原因で子どもが一定期間連続して、欠席しているとき。子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはしない。

2 重大事態についての対応

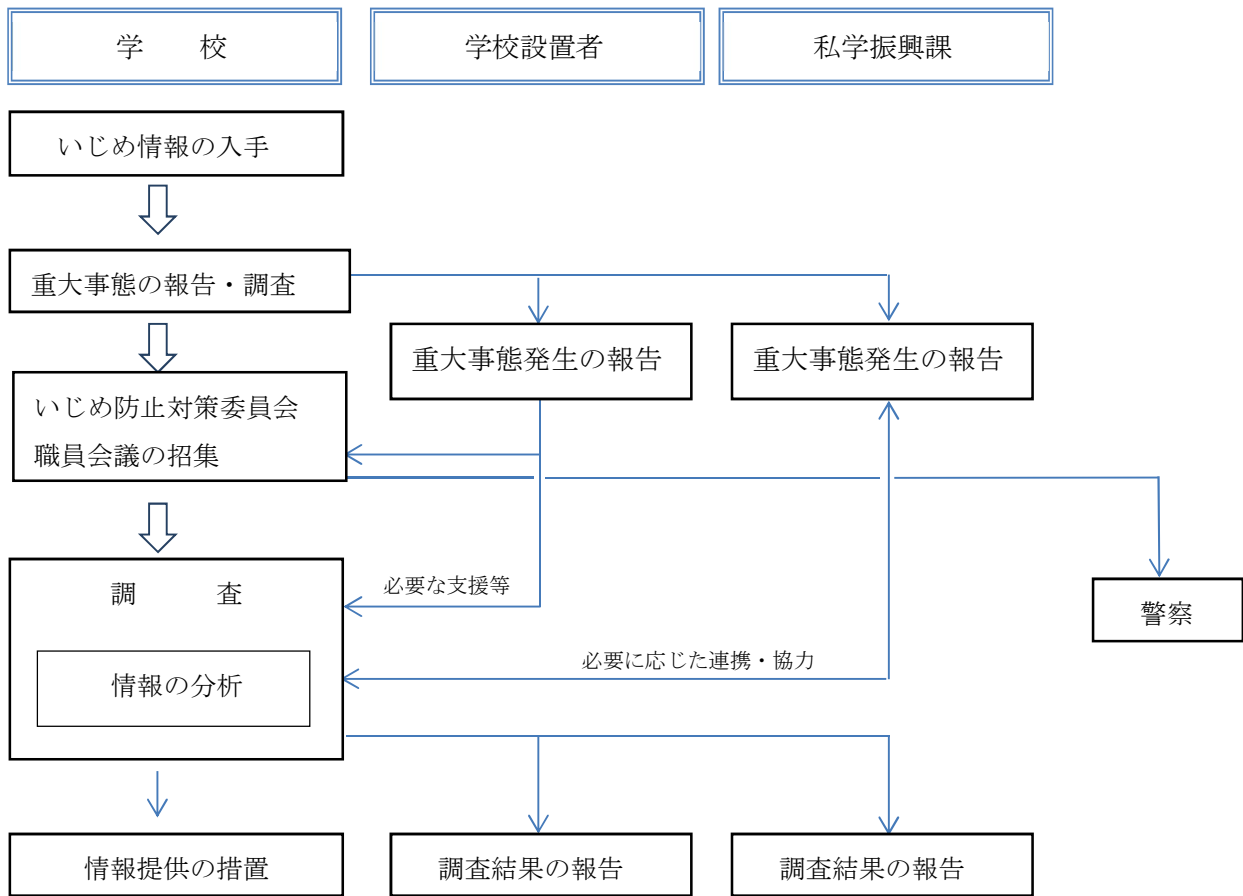
- (1) 学校が重大事態を認知した場合は、「いじめ防止対策委員会」を通じて、直ちに法人理事長および静岡県私学振興課に報告するとともに、法人理事長の指示を仰ぎ、その事案の調査を行う主体や対応チームについて判断する。いじめ防止対策委員長（校長）は速やかに「いじめ防止対策委員会・対応チーム」を招集し事実関係を明確にするための調査を開始する。
- (2) 保護者への情報提供
委員長は、いじめを受けた生徒の保護者に対して調査結果をもとに事実関係や学校の対応、指導方針などの情報提供を適切におこなう。
- (3) 関係機関との連携が必要な場合もあることを認識し、状況に応じて医療、福祉、警察と連携する体制を確立する。
- (4) 調査結果は、静岡県私学振興課を通して静岡県知事に報告する。

(5) 報道・外部への対応は、対応窓口と対応の仕方を一本化する。

例「〇月〇日〇時に教頭が記者会見を行います。個々への情報提供には応じられません。」

【連携を必要とする関係機関】
静岡県私学振興課・静岡県心の緊急支援チームC R T（精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等）・警察署・児童相談所・民生委員

対処の流れ



附則

本校において「いじめ防止基本方針」を決定し、平成 26 年 8 月より適用する年度末には、年間計画の実践をもとに「いじめ防止基本方針」の検証と評価を行い、見直しを行う。

平成 30 年 11 月改定